第49号議案

令和元年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の 規定により、令和元年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和2年8月31日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

記

令和元年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

14 1	17.1 人 电 画 巾 1 / / /	(半匹 11)		
		資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高		5, 310, 907, 630	3, 091, 161, 721	663, 885, 256
議会の議決による処分額		261, 517, 724	0	$\triangle 261, 517, 724$
	資本金への組入れ	261, 517, 724	0	$\triangle 261, 517, 724$
亀岡市上下水道事業の設置等に 関する条例第7条による処分額		0	0	△402, 367, 532
	減債積立金の積立て	0	0	△402, 367, 532
亀岡市上下水道事業の設置等に 関する条例第8条による処分額		0	0	0
処分後残高		5, 572, 425, 354	3, 091, 161, 721	(繰越利益剰余金) 0

令和元年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度亀岡市 下水道事業会計未処分利益剰余金663,885,256円のうち 261,517,724円を資本金に組み入れること。

令和元年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

		資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高		5, 310, 907, 630	3, 091, 161, 721	663, 885, 256
議会の議決による処分額		261, 517, 724	0	$\triangle 261, 517, 724$
	資本金への組入れ	261, 517, 724	0	△261, 517, 724
亀岡市上下水道事業の設置等に 関する条例第7条による処分額		0	0	△402, 367, 532
	減債積立金の積立て	0	0	△402, 367, 532
亀岡市上下水道事業の設置等に 関する条例第8条による処分額		0	0	0
処分後残高		5, 572, 425, 354	3, 091, 161, 721	(繰越利益剰余金) 0